

# 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則

平成16年4月1日

規則第42号

最終改正 平成18年3月30日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 本給（第11条—第18条）
- 第3章 給与の特例等（第19条—第20条）
- 第4章 諸手当（第21条—第33条）
- 第5章 規則の実施（第34条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

#### （給与の種類、計算期間及び支給日）

第3条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1)基本給 本給	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)
(2)諸手当 初任給調整手当 扶養手当 管理職手当 都市手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が

夜勤手当 管理職員特別勤務手当		休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。
- 4 給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算等)

第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給する。本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第44号。以下「勤務時間等規則」という。)第14条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、初任給調整手当、管理職手当及び都市手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき。
- 二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第20条及び第28条から第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給に対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

## 第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表に定める級号給による本給月額とする。

(本給表等)

第12条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 事務系職員本給表(別表第1)
  - 二 教育職員本給表(別表第2)
- 2 職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、機構長が別に定める。
- 3 前2項のほか、本給表等に関し機構長が特に必要と認める場合は、別に定める。

(初任給等)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職種から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職種に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
- 3 初任給の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第14条 勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第15条 職員が就業規則第11条各号の一に該当する場合は、下位の級に降格させることができる。

2 降格に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第17条 削除

第18条 削除

### 第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、都市手当、住居手当及び期末手当（以下この条において

「本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

#### (給与の減額)

第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第17条、第21条及び第22条に規定する休暇又は就業規則第33条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

### 第4章 諸手当

#### (初任給調整手当)

第21条 初任給調整手当は、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許を持つ教員であってその採用が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年)を経過するまでの期間内に行われた教員(就業規則第21条に基づき採用された職員(以下「再任用職員」という。)は除く。)に対して支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は次の表に掲げる採用の日以降の期間の区分に応じて同表に定める額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年)を超えることとなる教員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

採用の日以降の期間の区分	手当額	採用の日以降の期間の区分	手当額
1年未満	50,000円	18年以上19年未満	28,600円
1年以上2年未満	50,000円	19年以上20年未満	27,200円
2年以上3年未満	50,000円	20年以上21年未満	25,800円
3年以上4年未満	50,000円	21年以上22年未満	25,200円

4年以上5年未満	50,000円	22年以上23年未満	24,600円
5年以上6年未満	50,000円	23年以上24年未満	23,700円
6年以上7年未満	48,200円	24年以上25年未満	23,100円
7年以上8年未満	46,400円	25年以上26年未満	22,500円
8年以上9年未満	44,600円	26年以上27年未満	21,900円
9年以上10年未満	42,800円	27年以上28年未満	21,300円
10年以上11年未満	41,000円	28年以上29年未満	20,600円
11年以上12年未満	39,200円	29年以上30年未満	20,300円
12年以上13年未満	37,400円	30年以上31年未満	19,900円
13年以上14年未満	35,600円	31年以上32年未満	19,300円
14年以上15年未満	34,200円	32年以上33年未満	18,500円
15年以上16年未満	32,800円	33年以上34年未満	17,600円
16年以上17年未満	31,400円	34年以上35年未満	16,900円
17年以上18年未満	30,000円		

3 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再任用職員は除く。）に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	13,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については、11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員（再任用職員を除く。）に支給する。

2 管理職手当の月額を、次の表に掲げる適用区分に応じた支給割合を本給月額に乗じて得た額とする。

適用区分	支給割合
I種	100分の25
II種	100分の20
III種	100分の16
IV種	100分の12
V種	100分の10

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

4 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（都市手当）

第24条 都市手当は、本機構が所在する東京都小平市における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 都市手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 都市手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第25条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員（再任用職員は除く。）に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額	
一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額

	月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
二	自らの所有に係る住宅(別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他別に定める者によって新築又は購入された住宅に居住している職員で世帯主であるもの	2,500円(ただし、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過するまでの間に限る)
三	第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との均衡上必要があると認めた者	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- 一 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、その者の利用する交通機関等に応

じて6箇月を超えない範囲内の最も経済的かつ合理的であると認められる定期券等の期間（以下「特定期間」という。）についての運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が2以上ある場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額の合計額）。ただし、運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	6,500円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	8,900円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	11,300円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	13,700円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	16,100円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	18,500円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	20,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	21,800円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	22,700円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	23,600円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	24,500円

3 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人及び国の機関から採用（以下「当該異動」という。）となったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相

当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものその他これらの者との均衡上必要があると認められた者の通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、特定期間についての通勤に要する特別料金等の額を当該特定期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び前項の規定による額の合計額とする。

4 通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第27条 人事交流等による採用に伴い転居し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該転居前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員の均衡上必要があると認められた職員(再任用職員は除く。)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離		手当額
100キロメートル以上	300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	12,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	18,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	24,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	30,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	35,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	40,000円
1,500キロメートル以上		45,000円

3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第28条 勤務時間等規則第11条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第29条 勤務時間等規則第11条の規定により、同規則第14条に規定する休日（同規則第15条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第15条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定は、勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日と指定した日を休日とみなして適用するものとし、所定の勤務時間が、同規則第14条に当たる日となる場合は、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

3 休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜勤手当）

第30条 勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜となる職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第31条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第14条に規定する休日（同規則第15条の規定により休日の振替及び代休となった日を含む。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表に定める額とする。

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理職手当適用職員	I種適用者	12,000円（18,000円）
	II種適用者	10,000円（15,000円）
	III種適用者	8,000円（12,000円）
	IV種適用者	6,000円（9,000円）
	V種適用者	4,000円（6,000円）

3 管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条において、これら

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、本給及び本給に対する都市手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、本給に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

本給表	職務の級	加算割合
事務系職員本給表	8級以上	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級及び3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5

表(2)

本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
事務系職員本給表	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職員本給表	II種	5級以上	100分の15

表（３）

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未 満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未 満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 再任用職員の期末手当の額は、前項中「100分の140」を「100分の75」に、「100分の160」を「100分の85」に、「100分の120」を「100分の65」に読み替えて適用した場合の額とする。
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
  - 一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
    - ハ 停職者（就業規則第45条第3号の規定により出勤停止又は同条第4号の規定により停職にされている職員をいう。）
    - ニ 就業規則第40条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
    - ホ 就業規則第41条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
  - 二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
    - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者
    - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本機構の在職期間を当該法人等の職員として通算する場合に限る。）
- 5 前2項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 6 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条及び第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及び本給に対する都市手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 再任用職員の勤勉手当の額は、前項中「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」とあるのを「6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」と読み替えて適用した場合の額とする。

4 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条の規定により休職にされている職員をいう。）」と読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

6 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第34条 この規則の実施に関し必要な事項は、特に定めるもののほかは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）適用職員の例に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成16年法律第114号）附則第3条の規定により本機構職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における第12条に規定する本給表は、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する行政職俸給表（一）を適用されていた者は事務系職員本給表を、教育職俸給表（一）を適用されていた者は教育職員本給表をそれぞれ適用する。

(本給)

- 3 承継職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格及び昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として本給及び次期昇給の時期を決定する。

(昇給)

- 4 施行日において前項ただし書きの適用を受けない承継職員の次期昇給の時期は、別に辞令を発せられない限り、施行日の前日において受けていた号俸の次期昇給の時期と同一とする。

(調整手当の異動保障)

- 5 承継職員の都市手当の第24条第2項の適用については、施行日に給与法第11条の7の適用を受けるものと仮定した場合の支給割合が100分の12となる者については、施行日から1年間は、「100分の10」を「100分の12」に読み替えた額を支給する。

(扶養手当等)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第22条に規定する扶養手当、第25条に規定する住居手当、第26条に規定する通勤手当及び第27条に規定する単身赴任手当の支給については、支給要件等に変更がない限り、従前のおりとする。

附 則（平成17年11月29日）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、別表第1及び別表第2の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額(以下「新本給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給  
下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の属す  
本給月額(以下「旧本給月額」 — る職務の級における最高の号給の額  
という。)

+

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とそ  
の1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第16条第2項の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第32条の規定により得た額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成17年4月1日(その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第27条第2項の規定により加算した額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間又は第20条の規定により給与を減額された期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 5 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年3月30日）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあっては、当該定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員のうち、附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）

- 5 切替日の前日において第12条に規定する本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
  - 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）に応じて附則別表第4に定める号給
  - 二 旧本給月額が附則別表第4の2に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級（以下「新級」という。）、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第4の2に定める号給

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額、改正前のこの規則及び関連規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 8 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
  - 二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。
  - 三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第16条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(都市手当に関する経過措置)

- 10 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間、第24条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧 級	新 級
事務系職員本給表	1級	1級
	2級	

	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
教育職員本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧1級から旧10級）

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1

4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19

	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		

	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					

	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧 1 級から旧 4 級）

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4
	12 月以上	13	13	13	5
5	3 月未満	13	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8
	12 月以上	17	17	17	9
6	3 月未満	17	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12
	12 月以上	21	21	21	13
7	3 月未満	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16
	12 月以上	25	25	25	17

8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未満	45	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未満	49	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47

	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77
23	3月未満	85	85	85	77

	3月以上6月未滿	86	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		

	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 12 月未滿	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			

6 月以上 9 月未満	147			
9 月以上 12 月未満	148			
12 月以上	149			

附則別表第 3 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられて  
いる職務の級である職員の号給の切替表（附則第 4 項関係）

旧級が事務系職員本給表の 1 1 級である職員の新号給

旧号給	新級 経過期間	9 級	1 0 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1

	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9

	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧号給	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1

	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未滿	61	5

	3月以上6月未満	6 2	6
	6月以上9月未満	6 3	7
	9月以上12月未満	6 4	8
	12月以上	6 5	9
2 2	3月未満	6 5	9
	3月以上6月未満	6 6	9
	6月以上9月未満	6 7	1 0
	9月以上12月未満	6 8	1 0
	12月以上	6 9	1 1
2 3	3月未満	6 9	1 1
	3月以上6月未満	7 0	1 1
	6月以上9月未満	7 1	1 2
	9月以上12月未満	7 2	1 2
	12月以上	7 3	1 3

附則別表第4 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員以外の職員の新号給（附則第5項関係）

事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	新級
	旧本給月額						
1 級	189,400	40	40	40	40	41	1 級
	191,000	41	41	41	42	42	
	192,600	42	42	43	43	43	
	194,200	43	44	44	44	45	
	195,800	45	45	45	46	46	
	197,400	46	46	47	47	47	
	199,000	47	48	48	48	49	
	200,600	49	49	49	50	50	
	202,200	50	50	51	51	51	
	(以下略)						
2 級	全ての本給月額	93(最高号給)					
3 級	全ての本給月額	125(最高号給)					2 級
4 級	365,400	85	85	86	86	87	3 級
	367,600	87	87	88	88	89	
	369,800	89	90	91	92	93	
	372,000	93	94	95	96	97	
	374,200	97	98	99	100	101	

	376,400	101	102	103	104	105	
	378,600	105	106	107	108	109	
	380,800	109	109	110	110	111	
	383,000	111	111	112	112	113	
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
5級	383,000	109	110	111	112	113	
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
6級	418,700	89	90	91	92	93	4級
	上記以外の本給月額	93(最高号給)					
7級	429,200	77	78	79	80	81	5級
	432,700	81	82	83	84	85	
	上記以外の本給月額	85(最高号給)					
8級	453,200	69	70	71	72	73	6級
	456,800	73	74	75	76	77	
	上記以外の本給月額	77(最高号給)					
9級	489,400	53	54	55	56	57	7級
	493,500	57	58	59	60	61	
	上記以外の本給月額	61(最高号給)					
10級	513,000	37	38	39	40	41	8級
	517,400	41	42	43	44	45	
	上記以外の本給月額	45(最高号給)					

教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧本給月額	経過期間					新級
		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	
1級	355,500	149	150	151	152	153	1級
	357,700	153	154	155	156	157	
	上記以外の本給月額	157(最高号給)					
2級	412,200	133	134	135	136	137	2級
	415,000	137	138	139	140	141	
	上記以外の本給月額	141(最高号給)					
3級	472,500	109	110	111	112	113	3級
	475,500	113	114	115	116	117	
	上記以外の本給月額	117(最高号給)					
4級	505,300	93	94	95	96	97	4級
	508,600	97	98	99	100	101	
	上記以外の本給月額	101(最高号給)					

附則別表第4の2 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員の  
新号給（附則第5項関係）

旧級が事務系職員本給表の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
円 580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15
上記以外の本給月額	9級	41(最高号給)				
	10級	15				

旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
円 592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81
	6級	15				
上記以外の本給月額	5級	81(最高号給)				
	6級	15				

## 別表第1（第12条関係）

## 事務系職員本給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	本給月額									
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200		

36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			

75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000			
95		299,700	349,500			
96		300,100	350,000			
97		300,300	350,300			
98		300,700	350,800			
99		301,100	351,300			
100		301,500	351,800			
101		301,700	352,100			
102		302,100	352,500			
103		302,500	352,900			
104		302,900	353,300			
105		303,100	353,800			
106		303,500	354,200			
107		303,900	354,600			
108		304,300	355,000			
109		304,500	355,500			
110		304,900	355,900			
111		305,300	356,300			
112		305,700	356,700			
113		305,900	357,200			

	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

教育職員本給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	160,300	202,200	263,500	317,000	409,100	547,400
2	162,300	204,400	266,600	320,500	411,600	550,600
3	164,300	206,600	269,700	324,000	414,100	553,800
4	166,300	208,800	272,800	327,500	416,600	557,000
5	168,200	210,900	275,900	331,100	419,200	560,200
6	170,700	213,100	278,800	334,600	421,700	562,700
7	173,200	215,300	281,700	338,100	424,200	565,200
8	175,700	217,500	284,600	341,600	426,700	567,700
9	178,200	219,800	287,600	345,200	429,000	570,200
10	180,900	222,200	290,600	348,500	431,500	572,100
11	183,600	224,600	293,600	351,800	434,000	574,000
12	186,300	227,000	296,600	355,100	436,500	575,900
13	189,000	229,300	299,600	358,400	438,800	577,700
14	190,900	231,700	302,400	361,000	441,200	579,200
15	192,800	234,100	305,200	363,600	443,600	580,700
16	194,700	236,500	308,000	366,200	446,000	582,200
17	196,700	238,700	310,700	368,900	448,500	583,700
18	198,500	241,800	313,500	371,200	450,900	584,700
19	200,300	244,900	316,300	373,500	453,300	585,700
20	202,100	248,000	319,100	375,800	455,700	586,700
21	203,900	251,100	321,700	378,000	458,200	587,800
22	205,800	254,200	324,500	380,100	460,600	
23	207,700	257,300	327,300	382,200	463,000	
24	209,600	260,400	330,100	384,300	465,400	
25	211,600	263,400	332,700	386,300	467,900	
26	213,700	266,500	335,200	388,200	470,300	
27	215,800	269,600	337,700	390,100	472,700	
28	217,900	272,700	340,200	392,000	475,100	
29	219,900	275,800	342,600	394,000	477,500	
30	222,200	278,600	344,800	395,800	479,900	
31	224,500	281,400	347,000	397,600	482,300	
32	226,800	284,200	349,200	399,400	484,700	
33	229,200	287,100	351,500	401,300	487,100	
34	231,100	290,100	353,800	403,100	489,400	
35	233,000	293,100	356,100	404,900	491,700	
36	234,900	296,100	358,400	406,700	494,000	
37	236,800	299,100	360,500	408,300	496,300	
38	238,900	301,500	362,600	410,000	498,300	
39	241,000	303,900	364,700	411,700	500,300	
40	243,100	306,300	366,800	413,400	502,300	
41	245,300	308,600	368,800	415,100	504,400	

42	247,300	310,000	370,700	416,800	506,300
43	249,300	311,400	372,600	418,500	508,200
44	251,300	312,800	374,500	420,200	510,100
45	253,200	314,100	376,500	421,700	512,100
46	255,200	315,300	378,300	423,300	514,000
47	257,200	316,500	380,100	424,900	515,900
48	259,200	317,700	381,900	426,500	517,800
49	261,100	318,700	383,800	428,100	519,800
50	262,500	319,800	385,600	429,400	521,700
51	263,900	320,900	387,400	430,700	523,600
52	265,300	322,000	389,200	432,000	525,500
53	266,500	323,200	390,800	433,200	527,500
54	267,800	324,300	392,400	434,300	529,200
55	269,100	325,400	394,000	435,400	530,900
56	270,400	326,500	395,600	436,500	532,600
57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400
58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700
59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000
60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300
61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600
62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600
63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600
64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600
65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400
66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300
67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200
68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100
69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000
70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900
71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800
72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700
73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600
74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500
75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400
76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300
77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
82	298,400	353,900	424,000	462,200	
83	299,300	354,900	424,600	462,900	
84	300,200	355,900	425,200	463,600	
85	301,100	356,800	425,700	464,100	

86	302,000	357,500	426,300	464,800
87	302,900	358,200	426,900	465,500
88	303,800	358,900	427,500	466,200
89	304,600	359,700	428,000	466,700
90	305,300	360,300	428,600	467,400
91	306,000	360,900	429,200	468,100
92	306,700	361,500	429,800	468,800
93	307,400	362,100	430,200	469,300
94	308,000	362,600	430,700	470,000
95	308,600	363,100	431,200	470,700
96	309,200	363,600	431,700	471,400
97	309,900	364,200	432,300	471,900
98	310,500	364,700	432,800	472,600
99	311,100	365,200	433,300	473,300
100	311,700	365,700	433,800	474,000
101	312,300	366,300	434,400	474,500
102	312,800	366,800	434,900	
103	313,300	367,300	435,400	
104	313,800	367,800	435,900	
105	314,300	368,400	436,500	
106	314,700	368,900	437,000	
107	315,100	369,400	437,500	
108	315,500	369,900	438,000	
109	315,900	370,500	438,600	
110	316,300	371,000	439,100	
111	316,700	371,500	439,600	
112	317,100	372,000	440,100	
113	317,400	372,600	440,700	
114	317,800	373,100	441,200	
115	318,200	373,600	441,700	
116	318,600	374,100	442,200	
117	318,900	374,600	442,800	
118	319,300	375,100		
119	319,700	375,600		
120	320,100	376,100		
121	320,400	376,600		
122	320,800	377,100		
123	321,200	377,600		
124	321,600	378,100		
125	321,800	378,600		
126	322,200	379,100		
127	322,600	379,600		
128	323,000	380,100		
129	323,200	380,600		

130	323,600	381,100			
131	324,000	381,600			
132	324,400	382,100			
133	324,600	382,600			
134	325,000	383,100			
135	325,400	383,600			
136	325,800	384,100			
137	326,000	384,600			
138	326,300	385,100			
139	326,600	385,600			
140	326,900	386,100			
141	327,300	386,600			
142	327,600				
143	327,900				
144	328,200				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,900				
150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,200				
154	331,500				
155	331,800				
156	332,100				
157	332,500				